

## 役員確定拠出年金規程

株式会社北翔

### 第1条（目的）

この規程は、株式会社北翔（以下「会社」という。）が実施する確定拠出年金制度に関する事項を定めたものである。

### 第2条（適用範囲）

この規程は、役員に適用する。

### 第3条（加入者）

第2条に定める適用範囲に該当する者のうち、満65歳未満の役員（以下「役員」という。）は就任時に北陸銀行総合型企业型年金規約（以下「規約」という。）で定める確定拠出年金制度の加入者となるものとする。ただし、規約及び確定拠出年金法その他法令の定めにより、規約で定める確定拠出年金制度の加入者となれない者は除くものとする。

- 2 確定拠出年金制度の加入者であった社員が役員に就任する場合は、引き続き確定拠出年金制度の加入者となるものとする。
- 3 就任時に加入資格を得た者のうち満60歳以上の役員は、就任時に加入者とならないことを選択できるものとする。
- 4 前項に基づき、確定拠出年金制度の加入者とならないことを選択した者が、その後確定拠出年金制度の加入者となることを希望した場合は、当該申し出た日より確定拠出年金制度の加入者となることができるものとする。なお、確定拠出年金制度の加入者となった者は本人の任意により当該制度から脱退することはできないものとする。

### 第4条（確定拠出年金掛金基準給与）

確定拠出年金の掛金算定にあたっての基準給与は、以下のA、B及びCを合算した額とする。（確定拠出年金の掛金基準給与 = A + B + C）

A（基本掛金）	B（選択掛金）	C（資産管理手数料）
別表1に定める額	別表2に定めるライフプラン手当選択コースより決定される確定拠出年金掛金基準額	100円に100円に係る消費税及び地方消費税を加算した額

- 2 会社は、各月に在籍する加入者に対して、就任日の属する月から満65歳に達する日（満65歳の誕生日の前日）の属する月の前月（ただし、満65歳に達する前に退任する場合は退任日の翌日の属する月の前月）まで会社が負担する掛金（以下「事業主掛金」という。）を拠出する。

### 第5条（事業主掛金の支給方法）

会社は、加入者に対して確定拠出年金制度の事業主掛金月額として当月分を翌月に拠出す

る。

- 2 第3条第3項に基づき確定拠出年金制度の加入者とならないことを選択した者、ならびに、就任時満60歳以上の役員で規約及び確定拠出年金法その他法令の定めにより規約で定める確定拠出年金制度の加入者となれない者には、掛金基準給与A（基本掛金）の累計相当額を退任時に支給する。

#### 第6条（ライフプラン給の付与）

ライフプラン給は、各月に在籍する役員に対して、就任日の属する月から退任日の属する月まで付与する。

#### 第7条（ライフプラン手当の額）

ライフプラン手当の額は、ライフプラン給から、別表2に定める「ライフプラン手当選択コース」（以下「ライフプラン手当選択コース」という。）から選択した各コースに該当する確定拠出年金掛金基準額を差し引いた額とする。

#### 第8条（ライフプラン手当の支給方法の選択）

役員には、ライフプラン手当選択コースから選択した各コースに該当するライフプラン手当を当月1日から当月末日（以下「報酬計算期間」という。）の勤務に対して翌月10日の報酬支給時に支給する。

- 2 第3条に定める加入者は、加入者となる月にライフプラン給の額の範囲内で確定拠出年金掛金基準額を決定し、当該確定拠出年金掛金基準額を確定拠出年金制度の掛金として拠出することができる。
- 3 第3条第3項に基づき確定拠出年金制度の加入者とならないことを選択した者、ならびに、就任時満60歳以上の役員で規約及び確定拠出年金法その他法令の定めにより規約で定める確定拠出年金制度の加入者となれない者のライフプラン手当選択コースはBコースとする。
- 4 加入者資格を喪失する場合のライフプラン手当選択コースは、以下の各号に定めるとおりとする。
  - (1) 満65歳に達する前に退任する場合
    - ア 退任日が月の末日以外である場合  
退任日を含む報酬計算期間における選択コースは、Bコースとする。
    - イ 退任日が月の末日である場合  
退任日を含む報酬計算期間における選択コースは、各加入者が選択したコースとする。
  - (2) 満65歳に達した場合  
満65歳に達する日（満65歳の誕生日の前日）を含む報酬計算期間における選択コースはBコースとする。

#### 第9条（ライフプラン手当選択コース及び確定拠出年金掛金基準額の変更）

加入者は、ライフプラン手当選択コース及び確定拠出年金掛金基準額を、会社が定める期

間に所定の様式で申し出ることにより変更することができる。

- 2 前項にかかわらず、第3条第4項に基づき加入者となることを希望した者は、加入者となる月にライフプラン手当選択コース及び確定拠出年金掛金基準額を変更することができる。

#### 第10条（確定拠出年金制度）

確定拠出年金制度においてこの規程に定めがない事項については、規約及び確定拠出年金法その他法令に定めるところによる。

#### 第11条（改訂又は廃止）

この規程は、会社の経営状況や経済環境の変化により必要がある場合には、改廃することができる。

### 附則

#### 第1条（施行）

この規程は、令和4年12月1日（以下「施行日」という。）より実施する。

#### 第2条（経過措置）

施行日において、規約で定める確定拠出年金制度の加入者の資格を有する者については、本則第3条の規定にかかわらず、施行日に加入者となるものとする。

- 2 前項にかかわらず、施行日において加入者の資格を有する者のうち満60歳以上の役員については、確定拠出年金制度の加入者とならないことを選択できるものとする。
- 3 前項に基づき、確定拠出年金制度の加入者とならないことを選択した者が、その後確定拠出年金制度の加入者となることを申し出た場合は、当該申し出た日より確定拠出年金制度の加入者となることができるものとする。なお、確定拠出年金制度の加入者となった者は本人の任意により当該制度から脱退することはできないものとする。
- 4 第2項に基づき、確定拠出年金制度の加入者とならないことを選択した者、ならびに、施行日において満60歳以上の役員で規約及び確定拠出年金法その他法令の定めにより規約で定める確定拠出年金制度の加入者となれない者は、本則第8条に定めるライフプラン手当選択コースはBコースを選択したものとし、本則第4条に定める掛金基準給与A（基本掛金）の累計相当額を退任時に支給する。

#### 附則

この規定は、令和5年10月1日より改定施行する（別表第1及び別表第2の改定）。

別表1 基本掛金

対象	月額掛金
役員	<u>30,000</u> 円

別表2 ライフプラン手当選択コース

選択コース	①ライフプラン給	②確定拠出年金掛金基準額	ライフプラン手当 (①－②)
Aコース	<u>24,000</u> 円	1,000円以上1,000円単位 で選択した額 (上限 <u>24,000</u> 円)	<u>24,000</u> 円から 確定拠出年金掛金基準額 を差し引いた額
Bコース		0円	<u>24,000</u> 円